

ID: 5379

担当部署: こども福祉部 福祉室 監査指導課

処分の概要	法令違反等による解散命令		
法令名 根拠条項	社会福祉法 第56条第8項		
法令番号	昭和26年法律第45号		
【根拠条文】 (一般的監督) 第56条 8 所轄庁は、社会福祉法人が、法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反した場合であつて他の方法により監督の目的を達することができないとき、又は正当の事由がないのに1年以上にわたつてその目的とする事業を行わないときは、解散を命ずることができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日